

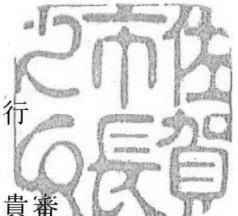
## 諮詢書

佐市秘第31号

平成28年7月20日

佐賀市個人情報保護審査会  
会長 村上英明様

佐賀市長秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

### 記

#### 1 質問事項

秘書課執務室内への防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について

#### 2 質問理由

秘書課窓口において市民からの苦情等を受ける際に、大声を出したり、長時間居座り、不当要求を繰り返す等の問題行動を起こすケースがある。

このため、秘書課執務室内に防犯カメラを設置し、ハードクレーマーの問題行動の抑止を図る。

#### 3 設置者（管理者）

総務部 秘書課

#### 4 設置時期

平成28年9月頃（予定）

#### 5 防犯カメラの概要

##### （1）設置場所

本庁舎2階 秘書課執務室内

##### （2）設置台数

3台

##### （3）稼働時間

午前8時30分から午後6時まで（閉庁日を除く）

(4) 掲示

防犯カメラ設置場所に、防犯カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(5) モニター及び記録装置

- ・ 秘書課執務室内にモニター及び記録装置（以下「レコーダー」という。）を設置する。
- ・ モニターは、保守点検及び画像データの提供時の確認・複写時にのみ使用し、常時のモニタリングは行わない。

(6) 画像データの記録方法及び保存期間

- ・ 撮影画像は、撮影を行った日の翌日から起算して10日間、レコーダーに保存する。
- ・ 保存期間を経過した画像データは、新しいデータを自動的に上書き記録することで完全消去する。

(7) 防犯カメラ管理者及び取扱者の指定

総務部長を防犯カメラ管理者に、秘書課長を防犯カメラ取扱者に指定し、防犯カメラ及び画像データの適正な管理に努める。

(8) レコーダーの保管

レコーダーは秘書課執務室内に設置する。秘書課執務室は、日中は職員が常駐し、夜間及び閉庁日は執務室を施錠する。

(9) その他

「秘書課執務室に設置する防犯カメラ取扱要綱」を定め、防犯カメラ及び画像データの適正な取扱いに努める。

## 6 画像データの提供

画像データの提供は、「佐賀市個人情報保護条例」及び「秘書課執務室に設置する防犯カメラ取扱要綱」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの紹介に対し回答する場合などが想定される。

なお、提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

## 秘書課執務室に設置する防犯カメラ取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、秘書課執務室内におけるハードクレーマーの問題行動等を抑止するために設置する防犯カメラの取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 本市がハードクレーマーの問題行動等の抑止を目的として設置するカメラ及び当該カメラにより撮影した画像を電磁的方法により記録する関連機器で構成されるものであって、通信回線等により外部と接続できないもの
- (2) 画像データ 防犯カメラで撮影した画像を電磁的方法により記録したもの
- (3) レコーダー 画像データを記録する機器
- (4) データ媒体 第6条の規定により提供する画像データを記録するための外部記録媒体

### (防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者)

第3条 防犯カメラ及び画像データの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は総務部長をもって充て、防犯カメラ及び画像データの管理及び運用に関する方針の決定を行う。

3 取扱者は秘書課長をもって充て、次に掲げる事務を行う。

- (1) 管理者を補佐すること
- (2) 防犯カメラ及び画像データを取り扱う職員（以下「取扱職員」という。）を指名すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が定めた防犯カメラ及び画像データの管理及び運用の実施に関すること

4 防犯カメラ及び画像データの操作は、管理者、取扱者及び取扱職員のみが行うことができる。

### (設置場所)

第4条 防犯カメラを設置する場所は、秘書課執務室内とする。

2 防犯カメラで撮影する区域は、設置目的を達成するために必要な範囲とする。

3 防犯カメラの撮影区域には、見やすい位置に、撮影を行っていることを認識できる標識等を掲示しなければならない。

### (画像データの取扱い)

第5条 防犯カメラは、開庁日の午前8時30分から午後6時まで稼動して画像を撮影し、レコーダーに記録するものとする。

2 画像データの保存期間は、撮影を行った日の翌日から起算して10日間とする。ただし、次条の規定により画像データを提供する必要があるとき又は管理者が必要と認めるときは、10日を越えて保存することができる。

3 前項に規定する保存期間を経過した画像データは、当該画像データが記録された領域に、新たな画像データを記録する方法により消去するものとする。

(画像データの提供等の制限)

第6条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合に限り、管理者、取扱者、取扱職員以外のものに提供することができる。

2 前項の規定に基づき画像データを提供するときは、提供先に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) データ媒体に記録した画像データを複写してはならないこと
- (2) 画像データが不要になったときは、データ媒体を返却すること

3 提供先から返却されたデータ媒体に記録された画像データは、復元できない方法によって消去しなければならない。

(委任)

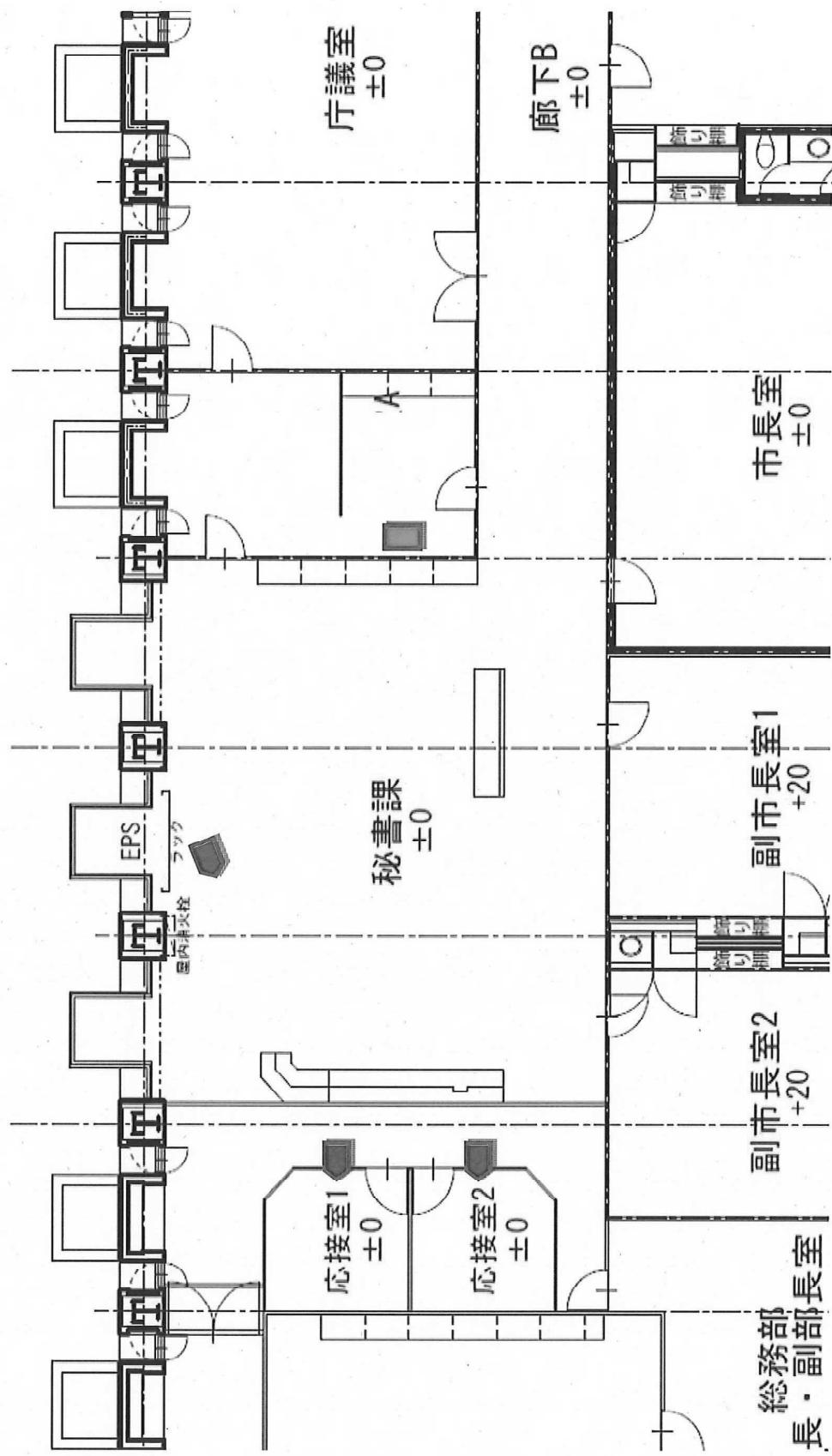
第7条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの取扱いに関し必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年9月 日から施行する。

本庁舎2階 秘書課執務室

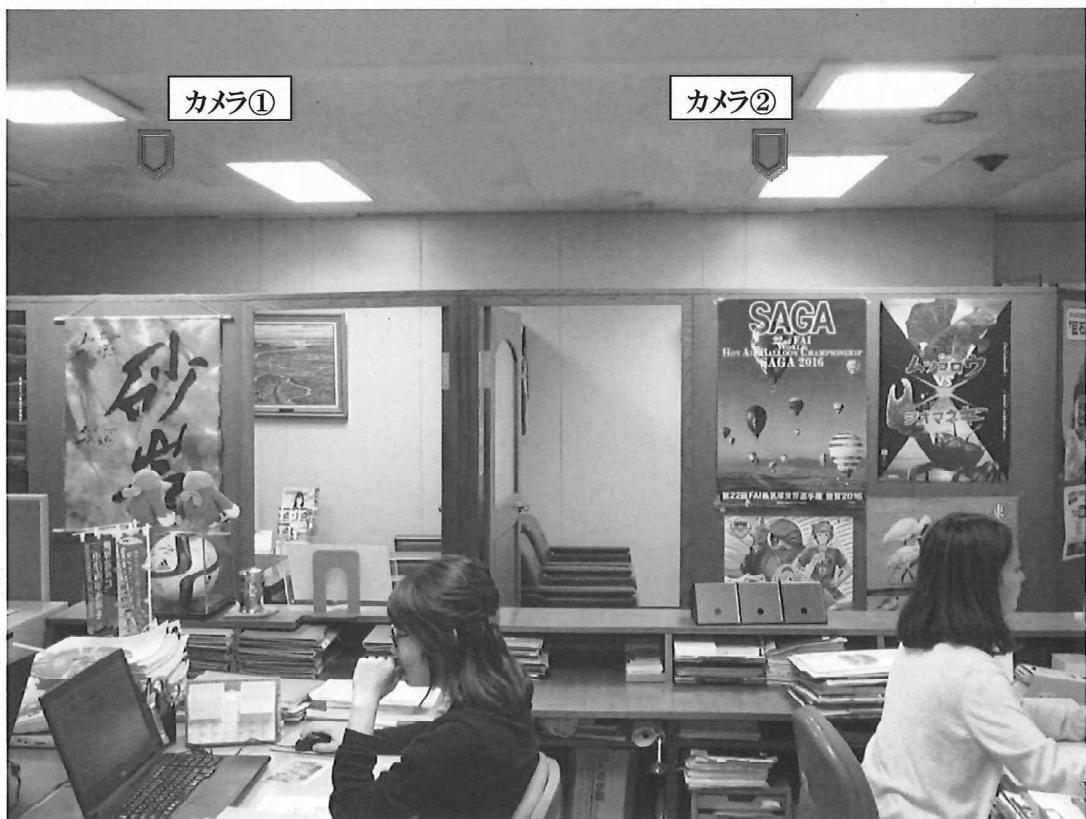
◆ : 防犯カメラ □ : レコーダー



## 秘書課執務室



カメラ①・カメラ②



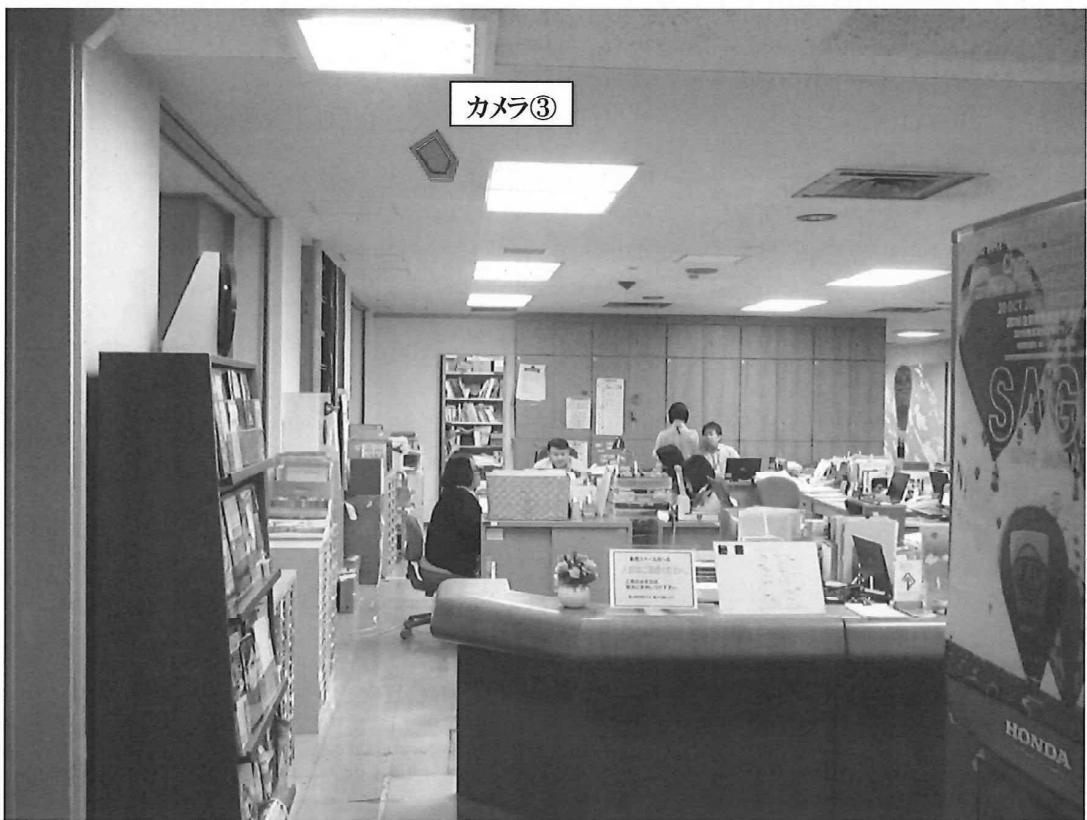
カメラ① 撮影イメージ



カメラ② 撮影イメージ



カメラ③



カメラ③ 撮影イメージ

